

守口市と株式会社スギ薬局との包括連携に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、互いの持つノウハウ、ネットワーク及び技術の共有による相乗効果を發揮することで、地域活性化を図り相互の発展に資するため、次とおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が対話を通じて包括的に連携することにより、市民サービスの向上及び定住のまちづくり促進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力する。

- (1) 地域活性化
- (2) 子育て支援
- (3) 安全安心
- (4) 介護予防
- (5) 市の情報発信
- (6) その他本協定の目的に沿うこと

2 前項各号の取組事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協議内容については、甲乙合意の上、決定する。

（情報の共有）

第3条 甲および乙は、連携協力事項の実施にあたり、法令又は第三者との秘密保持義務に反しない範囲内において相互に情報共有を図る。但し、情報共有にあたっては、甲および乙は、自己の有する情報について、連携協力事項の実施に必要な範囲に限り、自己の裁量によって、相手方に提供するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、連携協力事項の検討および実施により知り得た相手方の秘密情報ならびに前条に基づき取得した相手方の情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならず、連携協力事項の検討および実施以外の目的に使用してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定終了後も存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合

- (2) 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（協定内容の見直し又は解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の見直し又は解除（前条第1項を除く。）を申し出たときは、その都度協議し合意の上、必要な見直し又は解除を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも更新をしない旨の申出がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（公民連携窓口）

第8条 連携事項に関する窓口を甲は、企画財政部企画課公民連携デスクに、乙は、行政連携推進課に設置し、定期的に協議するものとする。なお、設置した部署が変更となり、窓口が別の部署になる場合は、事前に相手方に通知するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、連携協力事項の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定める。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が誠実に協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和6年2月8日

甲：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市

守口市長 瀬野 憲一

乙：愛知県大府市横根町新江62番地の1

株式会社スギ薬局

代表取締役社長 杉浦 克典